

# 業者の皆さんへ

## 契約書等の公文書の年表記変更の実施について

平成30年10月1日より、契約書等の公文書において元号と西暦を併記することになりました。

つきましては、契約関連書類を作成する場合には、下記のとおり年号と西暦を併記していただきますようお願いいたします。

変更前	変更後（元号と西暦を併記）
平成30年10月1日	平成30（2018）年10月1日

※ 元号を先に表記することを原則とするが、西暦の方がわかりやすい場合には、西暦を先に表記することも可能です。

※ 契約関連書類とは、契約書、請書、課税事業者届出書、現場代理人選任通知、着手通知、工事完成通知書、請求書等の契約に関する様式になります。施工管理報告書等に関する成果品等の書類については、西暦の併記対象外とします。また、電子入札に関する通知書についても対象外とします。

### 適用時期について

改正事項については、平成30年10月1日以降に契約又は提出する書類から適用します。